

(四) 農民の生活

1. 農民と金融

文明未開の昔の生活が、そして特に労力のはき出しを必要とする百姓の生活が、一方実米の貢租による圧迫と、他方弱肉強食の露骨に表われる封建の諸制度の下に「じつと手をみる」生活を余儀なくされたであろうことは想像に難くない。その結果、個人的、グループ的に克服策をいろいろな方法に求めて行つたのである。

イ、売買形式による融通

資金調達の原因にはいろいろの場合が考えられるであろうが、次のものは私有林売却の形式により資金を調達して年貢米上納に資した例であつて、当時貢租取立の厳しさを如実に立証するものである。

A 永代売渡し申山之事 (碓井徳三氏藏)

一、おくの山腰林 老ヶ所
右之腰林永代貴殿江売渡し申所実正也則為売代銀札九百目體ニ請取当御年貢米御上納仕候所仕合奉存候然上者右之山之儀ニ付私儀者不及申外方聊申分仕もの無御座候為後日判形相調相渡し申候仍而如件

天保九年(一八三八) 戌極月

買主

徳右衛門殿

売主 直 藏

証人 政 助

同 与三兵衛

この証文は実際に私有林を売買したものでなく、金銭貸借が仮にこのような形式をとられたいわば相對証文であろう。それは実際に受渡しを行う場合には村役人の加印又は奥書を必要としたと考えられるからである。

B 永代売渡申田地之事 (中村博和氏藏)

かしゃ溜内 八畝廿八歩之内

上田 四畝廿八歩 分米 八斗式升七合

右之田地永代貴殿江売渡申所実正明白也為売代銀式百五拾目體受取当御年貢米上納仕度無忝奉存候然上ハ此田地付私儀ハ不及申外より申分仕者無御座候為後日半形相渡シ申所如件

文政五年(一八二二)

極月

売主 庄衛門

請人 小三郎

組頭 伴衛門

然共右代銀ニ老三ノ利息払来而來霜月切御返上任管之証文私方江御渡被成可被下候 以上

九市殿

右は奥書の示すとおり利息一三%、翌年十一月返済を約束する文言が加えられ、明かに、相對借用の実質を備えているものであつて、組頭の加印によつて一層証拠力を加えている。

口、換地証文

又、時に換地も行われた。次の証文がそれである。

永代ニ替申田地之事 (中村博和氏藏)

ためり

分米

一上中田 老反五畝

式石式斗式升七合

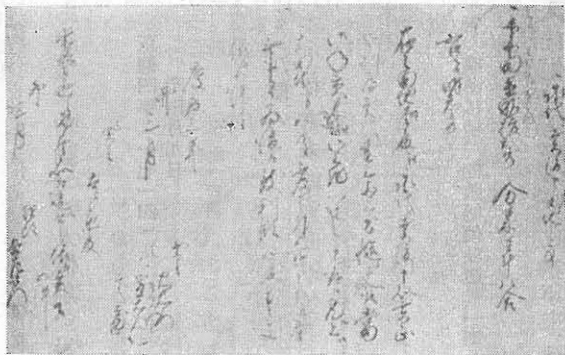
荒高共

右之田地専田高式石四斗三合永代ニ替渡シ申所実正ニ而御座候外ニ専田高老斗ためのりへかけつけ申候右之田地之儀ニ付以来私は不及申諸

右の石数において、田地主側が多少不利を見ることは当然であろう。

ハ、現物米の融通

米の融通が当時相当頻繁に行われたことは事実である。けだし、貨幣経済も低準であつた外、農民の生活体



永代売渡申田地之事 慶応三年(佐々木高博氏藏)

江戸時代は田地の売買は禁止されていたが、徹底したものではなかつたらしい。この証文には組頭が加判している。なお永代売渡証文の形式は借用書の形式でもあり佐々木関係のもの(中村博和氏藏)にはこれが多い。

親類又ハ村中ハ申分仕者無御座候為後日書物取替シ申所如件

享保元年申(一七一六)十一月廿一日

佐太夫殿

田地主 忠三郎 花押

加判 新三郎 花押

系も、いろいろな制約の下にしめつけられていたためであろう。

可申候其時一言之御理り申間敷為後日如件
宝永六年丑（一七〇九）ノ十二月十二日

借用仕組之度 （中村博和氏藏）

一、粃七斗ハ 元粃也 但利息四割

右之粃髓ニ借用仕御給人様御年貢米ニ御納品仕度奉存候此し物ニ屋敷廻り田畠不残家共ニ書入申候右之粃四割利息を付元利共来十月切ニ元利共ニ可申候若少成共不足仕候は右書入申し物貴殿へ永代ニ相渡

粃七斗は正米約三斗五升であろうか。その利息四割、次期收穫期十月迄の借用として年貢米に充当した訳だが、田畠、屋敷一切を抵当に入れなければならなかつた。

二、現金の融通

この例は不動産永代売買の形式によらないじかの融資であつて、勿論、対人信用、対物信用のいろいろな形式がとられている。次は後者の例である。

借用仕銀子の事 （中村博和氏藏）

一、銀式拾五匁ハ 元銀也

右之銀子髓請取御年貢米御納品度奉存候此志も物古荒畠三畝竹屋ふ共不残書入申候御調之儀ハ来未之十月切に元利共御調可申候若元利ノ内少成共不足仕候ハ、右志も物貴殿江永代相渡可申候其時一言之御断申間敷為後日書物加判仕度如件

二十五匁の借銀に対し畠、籾を抵当に入れたというのである。

他町の例によれば、このような場合

一、畠壹ヶ所 さんざいに茶の木大小廿二株

相の木七株 定高五合

一、家藏仏壇戸棚敷場使ひ道具一切

を書入れ「私儀持分の物、何から何かに至る迄残らず書入仕候、下略」文政六年末（一八二二）二月のよう

借主 孫衛門

信家

組頭請人 九郎衛門

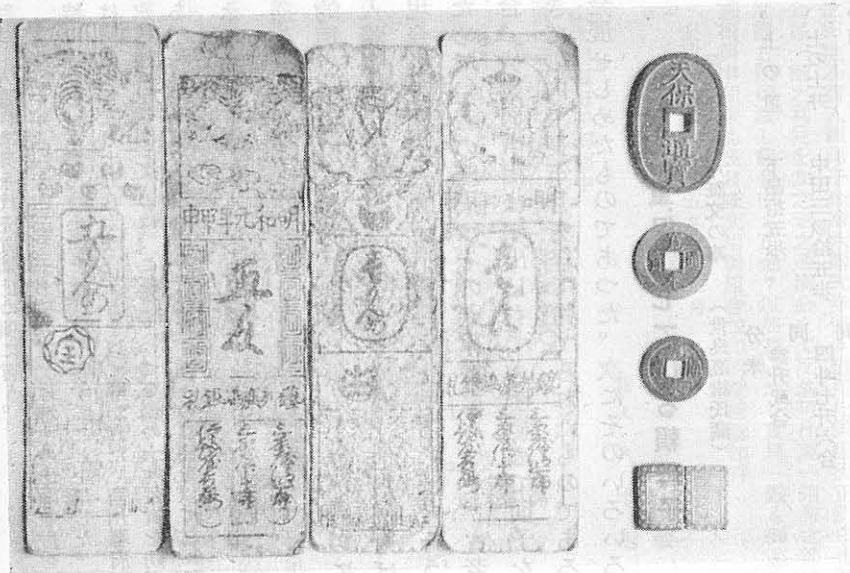
江原佐太夫殿

正徳四年（一七一四）
辛極月九日

借主 小左衛門

口入 孫三郎

江原ノ
佐太夫殿



銀札（五匁札及一匁札各表裏）及硬貨（世良ヤツ氏藏）
但し天保通宝は（織田信氏藏）

硬貨は上から天保通宝、寛永通宝二種及壹分銀（表裏）である。銀札は「芸州広嶋銀札」と書かれ、明和元年（1764）発行されたもの。藩はこの年を含めて既に四回、その後も度藩札を発行し藩庫への正貨回収は莫大なものがあつた。幕末までこの藩札改刷は続いたが、むしろ濫発をさそい、幣制は混乱するに至つた。三原屋清三郎、三原屋小十郎、伊豫屋吉左衛門の三名は当時の札元であつた。

な甚だしい記録例（註一）は本町には残つていないが、反面そのようなことが無かつたとは断言できないであろう。たゞ、農民が封建制度下にありながら、御上への米作りということにいたっていた聖業感が次第に崩れ、貨幣への著しい結びつきが表われていることは見逃せない。貢米調達のための金融を考へることは、貨幣的意味において彼等の苦境に想到することであり、又同時に、土地を通じて最終的には貨幣を得ようとする強い欲求を、これら幾つかの証文から読みとることもある。実のところ土地の永代売買は当時禁止せられていた（註二）それは豪農の土地併有を防ぐと共に貢米制度の正しい運用を保とうとするためでもあつた。われわれはその法網をくぐつてなお且、それが行われていた点に生活の現実、貨幣への鋭いあこがれ——ひいては厳然たる封建性をひしひしと感じるのである。

註1 広島藩農村考

註2 大百科事典永代売買禁止の項に言う。

寛永二十年（一六四三）三月徳川家光は地主の土地兼併を防ぐため特に法令を以て農民の土地を永代に売買することを禁じた。この禁令は明治五年二月十五日太政官布告を以て解かれた。徳川幕府が土地の永代売買を禁制したのは、これによつて豪農の土地併有を防ぐためであつたが、実際上は法令通り行はれず種々の口実を以て村々に於て取

ホ、頼母子による金融

通例頼母子は相互扶助の精神に立脚するグループ的調金法である。近時は経済状況の激変により期間も比較的短く、規模も人的に信頼し得る小さいものに限定せられる傾向が強くなつたが、昔は五十人、百人、二百人講等決して稀ではなく、中には、他村例えば郷原村と合体する八十四人組織のものも存在した（註1）
 現今の規模が人的に小範囲に止まるのは、そうしなければ相互の信用帯が強化できない時相におかれていたため、昔の庶民はその点律儀であつた。古老によれば頼母子を含む金銭その他の関係で不義理があつた場合、大衆の中には顔出しもできず極めて面子を重んじた庶民気質をもつていたという。封建制度の厳しいおきての内では長年月を経て育てられたものであろう。そうした精神的な支柱が、以上大がかりな頼母子を支え発展せしめたものであつた。次にそのいろいろな場合を拾つてみよう。

A 二重保証している頼母子

頼母子金借用証文の事（世良高雄氏藏）

- 一、上の里 下畠拾五歩 分米
- 一、上の土井 中田三畝拾五歩 同 参升貳合
- 一、同 前 中下畠三畝 同 四斗七升六合
- 一、同 前 中下畠三畝 同 五升七合

- 山崎 同
- 一、三畝十四歩ノ内 下下畠廿七歩 四升四合
- 一、い ろ 上下田四畝六歩 分米 六斗五升五合
- 一、小 田 上田壹畝拾五歩 同 貳斗六升四合

～老反三畝十八歩 右松田様御分

右之田地為書入頼母子金拾六兩貳歩健ニ借用仕候儀実正明白也然ル上は会每一割之利足を加之定之通満会まで返済可仕萬一相滞之節は右之田地組合候切渡し組合中々正金ヲ以済還いたし貫只一錢も御連中へ御迷惑相掛申間敷為後日証文相調組合加印前渡置處如件

安政六年未（一八五九）十二月

当主 忠 藏
証人 八十七

山本屋頼母子御連中
前段の通見届候処相違無之依而奥書如件

請庄屋 祐 四郎
給庄屋 周右衛門

御連中

組合 山本屋
" 小田屋
" 右郎衛門
" 右郎兵衛
" 五郎衛門
" 佐平
" 和
" 右平

右頼母子此度忠藏儀落札ニ相成以後同人反戻は勿論ニ御座候得共萬一相滞節は書入之地所私とも引受御連中へは正金を以定通掛展し可仕候此段急度御受合申候為後日加文印形如件

この頼母子落札者忠藏は所有田畠を抵当に、十六兩二分を受取り一割の利息をもつて割賦返済するというのだが、そのために請庄屋と給庄屋二名が奥書し、更に万一の場合に引受ける組合八名の加文まで備えたかたいものとなつてゐる。このようなことは恐らく本人の経済的事情と、それに対応する金額のアンバランスが主な理由ではなからうか。他村の例（註2）を見ても、その講則に「落札主より村受証文相調差出し可申事」とあるのが精々で二重請合の性格をもつ前記のような例は少いようである。勿論、頼母子は任意機構であつて、その点においてはどのような制約をも規定し得るのであるが、反面また落札者の経済的信用が強く考慮せられることも事実である。

B 大規模な頼母子

i 貳百拾人固頼母子講仕法帖（織田信氏藏）

引せられたようである。「地方凡例録」にいう「田畠を永代に売買しては百姓家督に離れ、有徳成百姓は次第に田地多くなり、小百姓は次第に潰れ、後は一村の田地一兩人にて所持いたし、または他村の百姓のものとなるにつき、大猷院様御世、寛永二十年、自今永代売買嚴敷制禁被仰出云々」と。また前記五年二月太政官布告に「地所永代売買の儀従前禁制に候處、自今四民共売買致し、所持儀差許候事」とある。

<p>初会 酉潤四月</p> <p>一、銀貳拾五匁掛 壺口前 寄高五貫貳百五拾目</p> <p>内</p> <p>三百目 本くじ本人取退 四百五拾目 花くじ九本 (但五十目宛)</p> <p>貳百五拾目 席料</p> <p>〆老貫目 殘四貫貳百五拾目</p> <p>(銀預手元渡、利息月一步貳厘)</p> <p>利貳百四匁 (四月より七月迄)</p>	<p>貳会 酉八月</p> <p>一、五貫貳百貳拾五匁 (貳百九人還銀)</p> <p>合九貫六百七拾九匁</p> <p>内</p> <p>三百貳拾五匁 本くじ壺人取退 四百五拾目 花くじ九本 (但五十目宛)</p> <p>貳百五拾目 席料</p> <p>〆老貫貳拾五匁 殘八貫六百五拾四匁</p> <p>利參拾壺匁 (八月より十月迄)</p>	<p>三会 酉十一月</p> <p>一、五貫貳百匁 (貳百八人還銀)</p> <p>内</p> <p>三百五拾目 本くじ同断 四百五拾目 花くじ九本 (但五十目宛)</p> <p>貳百五拾目 席料</p> <p>〆老貫五拾目 殘拾參貫百拾五匁五分四厘</p> <p>利六百廿九匁五分五厘 (酉十一月より成二月迄)</p> <p>(四会以後中略)</p>	<p>式拾壺会 卯十一月</p> <p>満開相当申候</p> <p>一、四貫七百五拾目 (百九十人より還銀)</p> <p>〆百貳拾九貫四百二匁四分二厘</p> <p>内</p> <p>壺貫五百目 本くじ壺人取退 四百五拾目 花くじ九本</p> <p>貳百五拾目 席料</p> <p>〆貳貫貳百目引 殘百貳拾七貫貳百貳匁四分二厘</p> <p>内</p> <p>九拾九貫貳百貳拾五匁 〆百拾人之内本くじ取除貳拾壺人引、殘百八拾九人壺人前五百貳拾五匁宛割戻し歩銀</p> <p>差引殘廿七貫九百七拾七匁四分二厘</p> <p>全潤口銀会主為次郎ニ払來申候</p>
---	--	--	--

これは二百十人を対象とする二十一会上り、この場合「人」は「口」であるかもしれない。各会十口の落札がきまる訳である。数口の代表者が講席に向いた例は、よく古老の語るところである。

普通、頼母子は「十人講なれば年一会、期間十年、三十人講なれば年二会、期間十五年とする……尤も十人講という場合は元人を除いた人数である。初会には連中が枕掛け銀を持寄つて枕銀を揃え元人に手交したが、第二会から連中の入札に附し正常の運営を見た」(註3)というが、前例によれば、別にこのような形跡

は見えないようである。年三会(四、八、十一月)開講、期間は七年を要した筈である。毎会の寄せ金の内から本くじ、花くじ及び席料(賄料)の経費を支弁し、残額を月利一步二厘で利子をつけ元利蓄積して満会に當つて配分したことは初会殘金四貫貳百五拾目を「銀預手元渡」としている点からでも想像できるであろう

ii 米 頼 母 子 (嘉永七年寅 頼母子人別控帳) (有馬勝氏藏)

覚

- 一、米貳升を但先取候者会毎貳斗二升也を戻しの事
- 附り権兵衛よりは会毎貳斗也を戻し可申事
- 一、今年々一合上りにして毎年九月土用の日ニ執行之事
- 一、肴之儀へ毎会夕飯に大こんののつべい之事
- 一、会座は取主方へ引受候事

寅十月十三日定

惣連中

一、毎会入札ニハ随分下札江落札之事

一、傾合いの跡者交年にも休会仕間敷之事

一、先取の者上田五敵老切註文ニ相認当者引受与兵衛四年たつ候内へ相渡置可申

以上

この頼母子は嘉永七年(一八五二)発足した米掛の例である。八月二十七日發講会には「六十七名」と記入してあるが、人別控帳によれば五十八名、五十一口半となり、或は其後脱落者を見たかもしれない。いざれにしても、講則第二項の如く「年々一会上り」とすれば相当期間継続されたものと思われる。「毎年九月土用の日に執行」となっているが、「交年でも休会仕間敷」約束であつたから原則として年々定期的に行われた筈である。落札者は上田五敵の担保を必要としたことは講則明記の通りである。講席での会食が百姓にとつて一つの慰安であつたろうことは昔も今も変りはないが、程度はたしかに低かつた。「会座は取立方へ引受候事」で、「毎会夕飯に大こんののつべい」(註4)に過ぎなかつた。私たちは約百年前の郷土の祖先が九月土用の酷暑の労作を終え、薄暮から頼母子席に参じて、ろうそくやともし油の下で「酒とのつべい」に打興じ、其年の作柄、天候、牛馬等の話題に花を咲かせた姿を追想するのである。そのような素朴な生活はその際次の入用控によつても明らかに想像できる。

一、酒	壹斗七升	一、三 步	かんてん	一、六 九 步	看代
一、四 匁 三 步	さかな代	一、壹 匁 九 步	ごうぼう	一、六 分	燗燭
一、三 匁 五 步	しやうゆ 七升	一、六 步	にんじん	一、六 分	ともし油
一、八 步	とうがらし	一、壹 匁 貳 步	とうがん 貳俵	一、米	壹斗壹升
一、壹 匁 五 步	すし味 五合	一、九 步	す 壹升		
一、貳 步	正が	一、三 匁	味噌 壹貫目		壹石貳斗貳升

右諸入用は米に換算して合計一石二斗二升、これは一人平均約一升八合である。

iii その他の頼母子

現在でも畳、蒲団、家屋、家具から洋服に至るまで頼母子の範圍は相当広いが、昔は粃、麦、萱、寺、宮、牛馬等にまで行われていた。郷土にどのようなものが流布していたか今は全く史料が残されていないが、恐らく当時の潮流外におかれていた訳ではないであろう。

「頼母子の語源は「たのみ」乃至「タノムノアシ」(頼むの料足)といわれ、「頼む」または「頼み申す」の意味であつて(註5)初めは困窮者同志の相互扶助から出発し、無利息、無担保であつた。後に、掛金の取逃等が発生するにつれて利息、担保何れも必要とするようになり、徳川時代には全く無尽の性格をおびてきたが、(註6)これらについての史料は今、これを手にすることができない。

註1 安政二年(一八五五)卯九月頼母子米集帖(碓井徳三氏藏)に
 註2 広島藩農村考
 註3 同書
 註4 大日本国語辞典「のつべい」として次の解説がある。
 (滑(ヌメラ)の意) 豆腐、人参、大根などを刻み、汁に雑ぜ煮て葛粉を加えたるもの。ぬつべい。
 註5、6 大百科辞典

2: 農民と教養

昔の教育は寺小屋が唯一の場所であつた。勿論、希望による学問所であつただけに、当時の就学率がどのようであつたかは想像外のことである。一般庶民は極めて少数の読書算家に依存し、ただ土地と戦い、終始労働をはき出す低準な生活に甘んずる外なかつた。少数の彼等は村の人々から知識階級として尊敬せられたが、又自身の教養を高める意味において恐らくそれは螢雪の労を積んだことであろう。娯楽書は殆んど軍記物に限られ、多くは他人のものを筆写して用を足した。一方、論語、孟子、大学、六論衍義、古文真宝等教養書として愛好せられ、それらの教養を寺小屋で扱つた(註1)習字には特に重点をおき、日常生活に直接裨益させようとし、師の肉筆に成る手本を真剣に学ぼうとした。達筆で、流れるような御家流の字体の手本が、今なお多くの家庭に残されているのは、そのような祖先の欲求を伝えるものと思われる。

(註1) 昔はどのような本を読んでいたか (世良ヤツ氏所藏書による)

分類	書名	巻	刊行年	内	容
娛	慶安太平記	七	写本	第一巻(例示)一、吉岡治右衛門出生の事 二、由井正雪誕生の事 三、由井民部之介武者修業出事に始まる正雪の伝記	
教	大学章句	一	寛政八 浪華書林	四書の一、曾子の著と称せられるが信じられない。大学とは大人の意で説くところは修己治人の道で正心誠意致知格物の思想があり宋儒に重んじられた。	
ク	歌之書	一	享保一六 写本	病氣診断の歌書で例えは「鳥目には手の大ゆびの中のふしおりめの内のかどに三そら」	
ク	古易一家言	一	宝曆六	易の本で「古易対問一家言」を添える「世俗ニ易ハ変易也トハ或的中或不中ノ義トス然ルヤ否ヤ」「大非ナリ」	
ク	医療手引草(上、下)	二	宝曆癸未	病症を詳記しその療法を記してある。	

分類	書名	巻	刊行年	内容
教	人相秘伝	一	写本	「歯は大にしてそろひ玉子の色なるを以て貴人とす」
教	類聚方集覽	一		東洞子の医書三を集録したもので漢方薬の本である。
教	頭書節用集	一	享和三 浪花書舗	辞典、併せて草書体の書方が添えてある。「男子(なんし、ヲトコ)武者(むしや、たけき)馬飼(むまかひ、はし)等現在とは大分趣が変つてゐる。」
教	文通大全	一	享和三 浪花書舗	手紙の書方指導書、文例(草書)、形式、用語等が掲げられている。
教	唐詩選	六	宝曆 嵩山房	季白、王維、杜甫、李益等の名詩を集めた漢詩集
教	合類鍼灸拔萃	三		「はり」「きゆう」の指導解説書
教	大広益新撰八卦鈔診解	一	享保三	「待人ハ先待人ノ当卦ヲ定男女子之他所(行タルヲ待ニハ父母之当卦占フ……)」
教	古方便覽	二	天明二 撰州公文館	漢文薬指導書、桔梗湯は「粘キ痰出ルモノヲ治ス」とある。
教	孝經大義	一	貞享元	孝経は孔子が門人の曾參に孝道を述べたのを録したもの、広く行われているのは今文と言われ十八章からなる。
教	多田五代記	八	多田兵郎	頼光朝臣病付山蜘蛛を捕る事、土蜘蛛事巡見一事等
教	俳諧をたまき	一		一、けい古心得 二、大意 三、切字等の解説指導書
教	和漢朗詠集	二		藤原公任の撰で漢詩及び和歌の朗詠に適するものを選んで蒐録する。
教	筆道稽古早学問	四		習字の指導書であるが、用具、書体の解説を併せて收める。

分類	書名	巻	刊行年	内容
教	往生要集	三		源信の撰、古来浄土門に入る者の手引とされている。
教	島原原記	二		島原乱についての解説軍戦記
教	新選百物語	四		物語本 一、鉄砲の響にまゐる獵師が命 二、我身を亡す剣術の師等
教	論語	五	天明三	孔子及弟子の言行を記録したもの、儒教經典の中心
教	面影莊子	三		一、彭顛天寿 二、金鉄論功 三、石臼生死 四、順逆兩忘等の物語本
教	六論衍義大意	一	享保七	「琉球の種順別といひし人其国に印行しあるをはるかに我邦にも伝へ来れり」という。一、父母に孝順す 二、長上を尊敬す 三、郷里和睦す 四、子孫に教訓す 五、各生理を安んず等を含む。この書は寛政三年(一七九一)藩府から分つて風教肅正に使われたことがある。
教	千字本国字解	一	大麻山人	千字本は支那の武帝時代周興嗣の作といわれる「天地玄黄宇宙洪荒」に始まるこの書は習字本としては親しまれているが、その文意を解説したのがこの本である。
教	教訓しるべ	一	寛政七 写本	六論衍義の内容と似ている。
教	古文真宝	二		陶淵明、杜牧之、蘇東坡、歐陽明、韓退之等の古文、古詩を集録したもの、原本二十卷(黄堅氏)の抜萃書
教	新題材和歌集	一三	表紙欠	もろともに見しは昔の月ひとり残るかたみの影としもなし 心さへうはの空にたくもり日のかげ見ぬ人にそう思ひする 公起 通村

備考 1 分類欄の「教」は教養書、「娯」は娯楽書を示す。
2 当家の祖先は易、俳諧の趣味をもつていたという。

以上で分るように、結局農民の衣食住にわたつて強い制圧を加え、衣服は木綿の濃藍染、食物は分相応に止め、吉凶の集合でも原則として一汁一菜、たとえ、酒、魚、肉類をストツクしていても、これを振舞うことはできなかつた。そして、縁故を温めての祭礼日訪問も、また他村よりは禁止され、久かつをわびあう人間の温い交情は全然取上げられなかつた。住居も家作軽く何事も不似合なことは法度、家具でも不釣合なもの例えば屏風等の使用は許されず、庶民は「違背不仕」洩れた項目においても「心を附相改毛頭分過之義無之(中略)万一心得違之ものも有之候ハ、村役人共不絶其筋を導引可申聞候」(同御触書)とし、若しこのような禁止条項を知りながら違反した場合には「其者ハ勿論之儀村方役人共迄も急度被仰付候旨ニ候」(同右)と本人及村方役人の連帯責任を規定したのである。

以来この政策は幕府の主流的な政策となり、広島藩またこれに呼応し、別して寛政三年(一七九一)委細を令達、以後度々同様な節儉触書を発し、いづれも大同小異の内容をもつて藩民をひきしめていた。佐々木高博氏所蔵の「永代日記帳」には、享和二年(一八〇二)のそれが記録されている。それによれば、「百姓男女とも着服一統布木綿其外着用不相成之事、但下着は勿論帯等も右ニ准じ候事」として依然、自由は許されていらない。時にフアツシヨナブルな服装をし「夏は晒シ惟子江小紋形を置或ハしぶに染冬ハ袖太織山まゆ類江小紋ヲ置キ地布木綿ニ紛候様相調着用いたし候族も」あつたようであるが、それらは「甚心得違不埒之事」であつて、「右様之品決而相用申間敷之事」とせられた。また、婦人の頭髮にしても「かんざし等金銀類は勿論べつこう類は素より廉抹之品に而も時絵等目立候様成品并襟掛履物等ニ至迄聊上品之類決而相用申間敷之事」と制限が加えられた。中には城下商人の風儀をならつて、当時相場帖合に關係したり、町人風俗をして、いろいろ商事にたずさわつた者もあるらしく、このようなことは「農家の風儀を取失心得違のこと」であつて「農家才一ニ心かけ耕作出精いたし百姓之本体を不取失」と警鐘を痛打されたのであつた。百姓

は骨を碎いて農耕に従事し、その産米の過半(註)を年貢米として上納せねばならなかつたいわば貢米産み出し機であつた訳だ。慶安御触書では「地頭、代官之事、おろかに存ぜず、扱又名主、組頭をば真の親と思ふべき事」と告げ、役人を真の親と思えと教える。百姓には真の親が二つあつたのだ。家康の家臣本多佐渡守の意見書「本佐録」には「百姓は財の余らぬやうに、不足なきやうに治むること」が道だと示してある。それが、百姓の地位に対する徳川幕府の農民観であつて、同時にまたそれは諸大名の考え方でもあつた。今の比婆郡西部は昔恵蘇郡といつたが、酷寒積雪の地で耕作に恵まれず、麦作は不能であつた。その地の十一ヶ村、千七百人より成る高野山組では協議の結果「村民日々飯米喰延し方愚案書」をつくり、朝夕はゆるい粥と団子、昼は食用植物と米一合とのまぜ煮を考えた。弘化四年(一八四七)六月のことである。(註)
今、それが、われわれの郷土で、どのような具体的な形をもつて行われていたかは知るよしもない。しかし当時の御触書の記録から判断すれば、この郷土だけが、御法度をくぐつて安楽境でありえた筈はない。文化年間から天保、嘉永時代にかけてこの地方は恰も稲の成育期に日照りが続き凶作の年も少なくなつた。(註) わけても天保八年のそれは全国的のもので、加うるに疫病は流行し広島藩でも六万余名の死者を数えたという。万延時代に入つても同様であつた。同二年(一八六一)二月朔日附の永代日記(佐々木高博氏蔵)には「米麦雑穀ニ至迄凶作ニ付難渋願出為救遣ス」として銀百目の金額が見られるし、その直後には、また次の記事があげてある。

四 春

右之通凶作ニて小百姓、浮過、喰用差間難取続ニ而所定之者々米銀

才覚申談雨池内堀實米当日渡シタハツ時粥給させ老人ニ付米五勺つ、
焚き申候

このように、飯米に不自由を来した時節だから粥の給食をしたというのである。われわれは、空腹をひつさげて池掘に立ち向つた人々の苦難を思いやらずにはおれないが、あえて凶作に限らず、多少にせよ平年においても粗衣粗食をもつて当然とする窮地に彼等が押し込められていたことは想像できる。

註1 川角村（現在本町川角区）の例によれば七二・七％に上つたこととは別項で述べた。

註2 村民日々飯米喰延し方最案書、惠蘇郡高野山組（広大國史学研究所蔵）

一、右飯米喰纏メノ仕方ハ從是已後百姓町人寺社医師職人浮過ニ至迄上中下主從之無差別朝夕粥一入ゆるく煮置種々之雜物ニテ団子ヲ灰焼ニシテ常ノひら餅丈ケ之団子壯年之者三ツ四ツ給ベ其後ニテゆるき粥茶碗ニ二、三盃ヲ限り子供老人などハ右ニ准ジ給御事

但朝飯ハ朝五ツ時食食ハ九ツ時夕食ハ何レモ暮六ツ下刻時分ト定一日ニ三度ト相極尤農仕事骨折ノ者ハ春彼岸ヨリ田植片付候迄夕方七ツ時ニ中碗ニ取盛り一杯ツ、廉飯ニテ空腹ヲ凌ク事

但米計リノ飯ハ決而不成事

一、風食ニハ麦熊子或ハ山茶科菊大豆小豆ノ葉等専ラ相雜エ米ハ一人ニ凡一合ト宛粗食可仕事

一、吞茶ノ事煎シ茶当組ニ不育諸方ヨリ買入ル事ユヘ三度ノ食事ニ飯鍋ニテ湯ヲ炊此湯ニテロヲ啜イ濕シ可申事

一、正月之元日ノ儀ハ年月日之始リニテ下々迄モ煮敷可祝日柄ニ候

4. 生活難澁者

熊野は芸藩通志によれば、その編さん時代（約百四十年前、文化十二年頃）戸数と人口とは表のようであつた。

これらの殆んどは農民で、仮に村高に対する各平均を求める

熊野村	八六五戸	三、五一四人
川角村	三五	一七一
平谷	五二	二五一
計	九五二	三、九三六

戸数人口の村高平均表

村名	村高(石)	面積(町)	一反当り(石)	一戸当り(石)	一人当り(石)	備考
熊野村	二、五五八・六五	二五二・六	一〇五	二・九六	〇・七三	川角村は課税率 七二・七％ (実收高に対し)
川角村	一六一・三〇	一五・六	一〇四	四・六一	〇・九四	
平谷村	八三・九〇	九・五	〇・八八	一・六一	〇・二五	
計	二、八〇三・八五	二七七・七	一〇一	二・九五	〇・七一	

備考 川角村は相当の荒地を含んでいた。(別項村高と貢租参照)

村高とは藩が收穫高として指示する固定不動の数字で、実收高とは一応無関係であるが、当時の概勢を知るのには役立つ。即ち一戸当り約三石、一人当り七斗余を示すことは農家経済の苦悩を反映していることと見るべきである。而もそれは川角村の担税率が著るしく高い事実と併せ考えれば一層数的に確証できることであつて、正に「百姓は生かさぬよう殺さぬよう收納申付」られ、「農は納(のう)なり」ときめつけられた現実が顔をそむけずにはおれない。その上、農業は天候というどうにもならない要素に強圧される。事実日照が続き、洪水に見舞われ、風害に襲われて凶作、飢饉を招いた記録は前に掲げた通りである。(註1)

このような百姓又はその他に生活困窮者が生れるのは当然であつて、特に天保七年(一八三六)には凶作洪水の二重苦に襲われ、広島藩領内減收約二十五万石に上り、翌八年(一八三七)麻疹流行、餓死者は路上にまで及ぶ状態であつた。

(註2) この村内でも死人相つき佐々木高博氏蔵の永代日記帖によれば、

天保七年六月	一七〇人
七月一九月	七、八〇人
十二月一翌年四月	二七〇人

得バ先ツ元日ニ朝餅ノ雜煮屋ト夕食ハ白飯ヲ給ベ可然事
註3 文化七年(一八一〇)永代日記帖(佐々木高博氏蔵)の記事を整理すれば

文化一〇	一八三	日照
文政一	一八四	日照
文政六	一八三	大日照
文政一	一八二	大風、八月九日夕より十日朝迄、当村家牛屋十七家倒ス、不作
天保三	一八三	大日照
天保七	一八三	大日照
天保八	一八三	大日照
嘉永三	一八五	大日照
嘉永三	一八五	大日照
万延五	一八五	大日照
万延六	一八六	大日照

と記録され、合計この期間に五百十乃至二十人を数え「正月々五月頃迄はあんた送り、一日ニ貳三荷村々病人送り出し、二、三ヶ月は壹荷宛村□致候」とある。

「三年に一度の不作」「三十年の小飢、五十年の大飢」といわれるが、げに、この時より約五十年前の天明三年（一七八三）にも大飢饉が訪れている。このような大不作は別として、小規模なものは、しばしば襲ってきた。

万延二年（一八六二）村内難澁者人数書ぬき帳（佐々木高博氏蔵）
改文久元年

部落	世帯数	人数	救済米渡し
上のほり	二六	九三	二、一〇〇（外に一升二合升欠渡し）
吳地	四二	一一二	二、六九〇（外に五升九合升欠米渡し）
萩原	二五	一〇六	二、四五〇
中溝	一一	四二	八、七四〇
出来庭	二五	八四	一、九〇六
新宮原	二二	五八	一、三二〇（外に三升三合同前）
初神	一九	四一	〇、九九六
その他	二〇	一〇九	一、九七〇（外に一升一合同前）
計	一九〇	六四五	二二、一七二（外に一斗一升五合同前）

か？ 結局は、麦や、雑穀や、植物に依存するより外はなかつた。だからこそ、主食に野菜や雑草を入れ、穀物がかくれる程の雑炊が当時の常識であつたわけだ。

このような難澁者を救済する目的をもつて創設されたのが社倉法の制度である。海田市の儒者加藤友益、友徳の父子は「社倉攷意」の著書によつてこの制度の理想を世に問い、矢野の香川将監は延享四年（一七四七）はじめて同地に社倉を設けた。また隣村押込村の庄屋孫六も寛延二年（一七四九）より着手、数年後に

同様な「社倉麦貯方本法」を成就したのである（註3） 押込村の社倉運用方法は次のようである。

イ、持高五石以上の者は救援の必要がないものとし、それ以下の百姓や無高の者または浮過の類を対象とする。

ロ、米を扱わず麦とする。

ハ、十五才——六十才迄の男は一日二合、女は一合二勺とする。

ニ、十五才以下及六十才以上は一日一合の割とする。

ホ、十一月より翌年五月までの六ヶ月をカバーする麦を救麦として備蓄する。

ヘ、永貸麦の制度をつくる。凶作の時には小百姓や浮過は救麦を受けるが、その他の者えは永貸麦を貸付ける。

ト、別に貸付ける永刺麦の制度をつくる。米銀で返済しても、また賦割りにしてもよい。熊野の社倉が、どの時代にはじまり、どのような形で運営されていたかは全く不明であるが、恐らく押込村のそれを模倣したものであることは地域的に、環境的に類推できる。ただ細部に至つては地方によつてその特色を生かし、例えば高田郡三田村では救麦の限界を持高三石に求め、それ以下の者を難澁者として救済の対象としているが、（註4） 押込村と熊野との比較において、特に運用を異にすべき事情は、現在のところ、われわれには発見できない。

ただ、僅かに時代とその時の事情とにより、時に米渡しにより、時に銀計算によつたことはあるらしい。（註5） 尤も後者の場合は現銀を交付するのではなく、これによつて、米又は麦を買入れ配分したと思われる。即ち社倉と同質の御囲米については、佐々木高博氏蔵の永代日記に、

寅年（天保十三年）（一八四二） 五ヶ年御増石数

一、御囲穀 百拾七石四升 熊野村

仮に、文化十二年（一八一五）の戸数及人口を前掲の八百六十五戸、三千五百十四人と

考えれば、僅か四十六年を闊した文久元年のそれは大差ない数字であつたと推定できるが彼是对照することにより、難澁者の範囲、随つて、また、そこから当時の苦しい生活状態がうかがわれるであろう。この年でさえ、彼等は平均一人当り約三升五合を割当てられたに過ぎなかつた。では、どうして生きてゆく

但五ヶ年割 壹ヶ年 貳拾參石四斗八合

俵数 六拾六俵三斗八合

内 拾五俵

拾四俵

六俵七升五合

六俵

拾俵

六俵

拾俵

外二 壹斗壹升七合

六拾七俵七升五合

萩原

城のほり

中溝

出来庭

吳地

初神

新宮原

穂賃

の記録がのつており、また、同氏蔵の文久元年（一八六一）十一月「当春難渋ニ付社倉麦御救捨人別帳」には

人数 五百五拾人

一、米拾三石貳斗

一、同九斗四升四合壹勺

拾四石壹斗四升四合壹勺

代三貫四拾四匁貳步三厘

買入値段ならし 石ニ付貳百拾五匁貳分三厘貳毛

(下略)

とある。

四月朔日と五月朔日迄日数三十日分一日八勺つゝ、

右矢野浜ニ而度々買入升欠、取番駄賃斗渡し升欠共

註1 3農民と衣食住の註3参照

註2 永代日記帖（佐々木高博氏蔵）

諸郡町新開方共死人書写し

郡	安佐	佐伯	山佐	三伯	世羅	高田	賀茂	豊田
死人	三六五	八六二	四七〇	六七五	五三二	二八五		
郡	三次	三上	甲奴	御調	惠蘇	御城下	計	
死人	四〇六	五五五	四七二	二六〇	三八〇	七六五	二一〇七	

備考 1 御家内及御家人を除く。

2 計に符合しないが一応原本の通りを示した。

註3 社倉穀増貯仕法書（佐々木高博氏蔵）

一、社倉法之儀ニ付安芸郡押込村孫六儀御趣意ニ応じ救穀貯方寛延二巳年（一七四九）方宝曆七寅年（宝曆七年は一七五七年、寅年は一七五八年）迄ニ本法成就し仕法左ノ通り御座候ニ付右高江寄り増貯穀取從候得者社倉法之御趣意応じ可申儀与存候間一ツ書を以て示談候押込村孫六社倉委貯方本法成就之趣法立写

一、惣人数 安芸郡押込村

内

百貳拾八人

持高五石以上百姓者凶年ニ而モ救麦ニ不及候享保子年（一七二二）江引合せ先輩之者共考置候事故其趣を以本文百石以上百姓除

残百八拾老人

持高五石以下之百姓并無高浮過之類變年之節可救遣人数

四拾六人 男拾五才以上六拾才迄働仕候者老人一日糶米貳合つゝ、

一ヶ月分糶麦 貳石七斗六升

四拾一人 一女右同断老人一日糶米壹合二勺つゝ、

一ヶ月分糶麦 壹石四斗四升

但此分ハ御法書トハ糶麦壹合つゝ御座候由口併働仕候者之儀故先輩之者共之考を以当村ニハ壹合二勺ニ手当置申候

九拾五人 老人小兒六十才以上拾五才以下働得不仕者老人一日糶米壹合つゝ、

一ヶ月分糶麦 貳石八斗五升

一ヶ月分合 七石五升

社倉赤麦百貳拾八石三升三合（寛延二巳年方当寅六月迄増長有麦

内

四拾貳石三斗救麦

貳拾石永代麦

但シ此救麦一ヶ月分七石五升つゝ之積を以前年霜月方翌年新麦出来立之節六ヶ月分外ニ当村草田共之救麦も手当置度被為候得共未タ村合之相談相背不申ニ付此儀ハ追而尙又様子申上候様ニ可仕候

六拾貳石三斗 但年ノ豊凶ハ七八月迄ニハ相知候ニ付夫迄ハ此前年之取立麦救用等之為手当金貯置候上引無難之年柄ニ候得者新古入替為明知給知役人無差別尤草田共ニハ除キ拾人組六組江割賦仕無歩ニ而貸渡老組之割合辻拾石三斗八升つゝ之内九月霜月翌年正月頃凡三度ニ下方様子見合付刺麦ハ石ニ付五升つゝ相落翌年六月取立之儀

残 六拾五石七斗三升三合

永刺麦

但此永刺麦ハ別段ニ收貸仕候ニ付時々取麦ニ而難捌節ニハ米銀ニモ振替候而平年之処ニ而百姓共之為ニ相成候様段々仕向方も御座候而其質年賦払等ニも相成居候事

一、刺麦 三石壹斗壹升五合

但前段救麦永代売貸付元六拾貳石三斗之刺麦拾人組一組方五斗壹升四合つゝ辻六組方取立之都合尤御請書之御趣意ハ右ニ付三升つゝ取立候儀ト相見候得共夫ニ而ハ給分諸費ニ引足不申ニ付当村之分ハ石ニ付五升つゝ取立申度奉存候
六組之十人組頭取共手当ニ而取立麦テ立何用之四斗貳升
諸入用として一組七升つゝ渡ス

5. 村 追 放

朝日新聞連載小説、川口松太郎の「新吾十番勝負」(昭三二・九・二八所載)に將軍吉宗の落し子葵新吾(美女丸)が劍師梅井多門と共に土壇場で、前老中安藤對馬守の家来を加納城下で負傷させ、知遇の對馬守に面会するため、進んで城内に入牢する身となる場面がある。そして二人の素性が明らかにされると相手の家来四人は次のような会話をとりかわしている。

「まさかあの青年が將軍の子であろうとは」と、今はむしろ呆然としている。

「將軍の子にしては腕が立ちすぎている」と与一郎がい、

「秩父山中の自源流道場で、劍法の奥義を極め、立会えば自分も負ける」と次左衛門も恐れをなし、

「相手が將軍の長子では、かたきとねらう訳にもゆかず、やがては四人が呼び出されて、おとがめはまぬがれぬ」

「どの程度のおとがめでしよう？」

「軽くとも追放、重ければ切腹だ」

「切腹？」と顔色がさつと變つて、

「どうせまぬかれぬおとがめなら、お呼び出しを待つまでもない。こつちから立ち退こう」

昔は他村からの移住即ち「村入り」が困難であつた反面、村の統制を乱した者には自律的にいろいろな制裁を加えていた。村の人々から絶交される「村はちぶ」や「村ばね」の外に、村追放もその制裁の手段の一つであつた。吉宗將軍の長子に手向いした四人の武士が、「軽くとも追放」といのはこのような制裁を予見しているのである。

戦国時代には城下追放、管国追放、所在地追放などがあり、降つて江戸時代には重、中、輕の三等に区分し、江戸では評定所等に罪人を呼出し、小人目付や町同心が立会つて罪状を申渡し、呉服橋、または常盤橋門まで連行して追放を見届けたものらしい。(註1) その他、場合によつては耳をそいだり、数日間人前にさらしたり或は兩者を併課するようなことも行われていた。

広島藩でも浅野時代、磔、獄門、火罪(火炙)斬罪(胴斬)討首、永牢(終身刑)の外、追放として領国追放や郡追放や村追放があり、また城下町に限り城下追放も規定されていた。(註2) 人間社会に善人、悪人の混り合つて生活しているのは今も昔も同じことである。安政五年(一八五八)六月「熊野村百姓伴助娘みつ」は父を喪い「母に不怠孝養相尽奇特之至ニ付」米三俵を賜わり、翌六年(一八五九)十二月には「百姓理助妻せう」と共に殿様御巡回の節海田市において「御目通被仰付」各金一封(鳥目五百文)下賜の荣誉に浴している。何れも「孝子」としてであつた。(註3) だが、他面刑罰を課せられた者も少くない。次の例は下達された赦免状であるが、罪は追込であつた。(註4)

イ、出火の罪 (織田 信氏藏)

態 申 遣

川角村百姓 二平(仮名)

一、右之者追込申付置候処今日差免候条此旨相心得可申留者也

巳二月五日

花房清之丞
名井惣兵衛

六 斗 拾人頭六組ニ而拾貳人之給分老入ニ付五升つゝ、
貳斗八升 一 籠取紙取給
壹石八斗一升五合 社倉ニ而鼠喰諸費之手当テ尤残麦ニ御座候節ハ永刺麦江加可申候

(下 略)

註4 広島藩農村考

註5 社倉麦救拾任捌帖(佐々木高博氏藏)によれば次の記録が残つ

ている。

急度不残救済の免許

正月廿九日

銀百匁

難波相談ニ而遣ス

ロ、領分追放 (永代日記帖、佐々木高博氏藏)

申 渡

御領分追放

熊野村

今兵衛(仮名)

其方儀先年不屈筋有之御領分追放相成候処悔先非心行相改候趣ヲ以掃

住之義親類共々歎出候得共其儀容易難聞届候処小將様御代中度々之御
吉事并先般殿様御家督御相続被遊且又、初而御入国被遊御内祝も彼為
落候ニ付格別之御仁恵ヲ以帰住被仰付候条別而難有相心得此已後彌以

心得相改諸人之書障ニ相成候様之儀不仕急度相嗜渡世可仕者也
西二月三日
山下平八郎
三田村保右衛門

右の酉年は万延二年（一八六一）のことで、同日、同文面をもつて「村追放熊野村恭助（仮名）」及び賭博をして取調進行中出奔したかどにより「永宿」の罪を課せられた「熊野村氏平（仮名）」の両名が何れも特赦を蒙っている。この時の申渡書は海田市において代官村田常次郎が読みきかせ、付添には組頭格与平が當つた。

ところで、村追放者も時には、もぐつて帰村することもあつたらしい。忠実に服罪しないわけだし、取締も一層きびしかつた。文化九年（一八一二）十一月山下勘十郎及び松野唯次郎から、この地方の割庄屋、年寄、村々庄屋、組頭にあてられた申渡書（註5）には

遊者村内に差置不申様役人共可心付候追放立歸りもの等、見当次第追扱可申其外胡乱者イを申まじき事
但浦嶋船着之場所役人共別不厚く相示し可申事

と追放立歸り者の取締を布令している。

文政四年（一八二一）といえは今から約百五十年前のことであるが、この時代「百姓半六（仮名）事件」が起つた。佐々木高博氏蔵の「永代日記帳」によれば

一、百姓半六訴状
約×割庄屋府中村十兵衛、牛田村庄屋利兵衛、海田市壬正月末々二月始まで其後四月御吟味屋敷におゐて又、御吟味裁許、翌六年五月兩庄屋与頭五日追込其外三日追込、半六三日追込

と記され、また、文政七年（一八二四）五月の項には

一、百姓半六訴状一件再御吟味海田市苗代兩所へ御出張

となつてゐる。事件の關係範圍が相当広範に亘つていたことが大体想像できる。事実「安芸郡熊野村百姓半

六御箱訴一件御吟味中諸入用帳」によれば、前記文政四、七兩年の吟味を通じ諸入費を「村割、役人并半六親類割、長百姓割、自分払」等に区分し代官より庄屋秀太郎に「態申遣」しているし（註6）また、取調べ召喚を受けた者も時に「御吟味九拾七人」と記されている。

事件の内容がどのようなものであつたかは明白に知る由もないが、費用内訳の次の項から結論すれば或は田地問題と当時熊野特産品であつた雲母（註7）に關係するものかもしれない。

笠岡彦一様并出役沼田郡阿村庄屋岩助駿海田市御出張右半六〇桑念吉、新吉田地掛合、雲母山城ノ堀構中一件等御吟味中
一、式拾目
宿料諸損料共極月三日々同十三日朝迄同数十日一日式弍

ともかく、百姓半六は悲しい運命を背負つて、文政八年（一八二五）村追放と決定、寒風すさぶ十二月、この熊野の地を追われていつた。前記諸入用帳には

米弍升 半六村追放之刻弍人實米
同老升参合 右ニ付見届長百姓老入

と今なお鮮やかに墨痕を止めている。当時の役職とはいへ、追放見届の長百姓たちと半六との間には人情としてどのような会話がとり交されたであらうか。

時に世は徳川十一代將軍家齊の治下、英國船が陸奥沖に来航後のことであつた。

熊申遣ス

其村百姓半〇差入候目安訴状一件兩度吟味并下約之節諸入用等別帖ヲ
以願出候ニ付小内朱書約メ左之通村割之義聞届遣候条此旨相心得割賦
方早々可取計依而別帖見合下遣者也
一、米三石七斗弍升一合 先吟味并下約之節諸入用

- 註1 大百科辭典
- 註2 概説広島市史
- 註3 永代日記帖（佐々木高博氏蔵）
- 註4 概説広島市史（P五六）に次のようにいう。
- 追込刑としての手錠追込・追込（不埒）・叱りがあつた。
- 註5 文化九年、郡方諸被仰出書御法度写帖（堀山佐利氏蔵）
- 註6 安芸郡熊野村百姓半六御箱訴一件御吟味中諸入用帖（佐々木高博氏蔵）

- 内三斗九升五合 村割
- 六斗五升三合 役人并半〇親類割
- 六斗老升五合 半〇親類割

石五升八合 自分割
 一、銀五百八拾目六分老厘 右同断
 内 百貳拾五匁 村 割
 百匁八分六厘 役人并半口親類割
 九匁五分 長百姓割
 三百四拾四匁六分五厘 自分割
 一、米九斗三合 再吟味諸入用
 内 貳斗貳升三合 村 割
 壹斗三升五合 半口親類割
 五斗四升五合 自分割
 一、銀五百六拾九匁貳分老厘 右同断
 内 九拾七匁六分八厘 村 割
 百五拾九匁五分三厘 半口親類割
 三百拾貳匁 自分私

6. 巡 見

檢地の時は勿論、年々の作柄や農民の生活状態を檢分するための檢見（毛見）（けみ）、あるいはその他の用務で役人が地方を巡回することは度々行われていた。また時には社倉米見分のこともあつたし、又單なる雑用のこともあつたはずである。織田信氏蔵の次の記録がそれを証明している。
 イ、社倉麦見分
 （前略）社倉麦御見分として御歩行目付寺川口之進様、田中守次郎様御回村被為遊夜前當村の泊リニ御座候朝村方通り方熊野村御屋
 （下略）

亥十一月十三日 吉田 矢柄
 横山仙大夫 熊野村庄屋 秀太郎
 千兵衛
 与頭共
 （経費配分が村割せられていることにより裁判費用が当時村負担であつたことが分る）
 註、佐々木高博氏蔵の「雲母製方諸入用控帖」により文政十二年（一八二九）の一部を次に掲げる。
 三月八日 老匁七分 所 平
 海田市へ雲母持出し日雇賃
 六月十日 貳匁四分六厘
 貳百四拾五斤（三十九匁二百匁）海田市出し賃
 なお、明治十年東京における内国勸業博覽会には毛筆、鉍石と並んで雲母を出品している。

十一月朔日（文久二年御用收控帖より）
 苗代用所
 川角村御用所
 植木採取

御庭方御植木御用ニ付岡田忠藏小人卯助
 右兩人明後八日其村辺へ罷越ニ付其村へ立寄り賄等之儀申談候例之振合を以賄方宜敷取計可申上也
 八月六日（天保八年） 村方御役所
 川角村庄屋 四郎右衛門
 与頭 共
 此の植木採取の際には次の費用を要した。
 覚

一、米 四升五合 八月八日泊り方同十一日風迄都合賄貳合五匁御代拾八目 貳人
 一、貳分 灯油薪代共
 右之通り被為遺髓ニ受取申候
 丙八月十一日 庄屋 四郎右衛門
 岡田忠藏様
 御小人卯助様

このような時の取なしは丁重を極めたものであろうことは想像に難くないが、何と言つても文久元年（一八六一）城主浅野家茂公が東郡巡視のため、この地に回在したことは当時の村人にとつては天雷にも似た感をもつたことであろう。

巡回一行

同年家茂は
 回 浦 六月十九日発駕 七月四日帰城
 西郡回在 七月十九日発駕 八月十六日帰城
 東郡回在 五月十九日発駕 十月十一日帰城
 の予定をもつてこの地には十月十日来駕を見たのである。勿論、それまで数度の下見分が行われたことは言うまでもないが、この十日の一行は下記のようにあつた（註）
 当日苗代村を経て一行は予て仰付けのあつた庄屋健太郎宅を本陣として昼食をとつたのであるが、その日の村人は好奇の内にも次の触書を守り、いんぎんな態度を示したものである。

御家老所用人	八島 外守
郡奉行	蒲生 織之助
並御用人	天野 保允
御中小姓頭同格	仙石 小五郎
騎馬頭	原 新五兵衛
郡廻同格代官	山下 平八郎
勘定所並代官手附	波多野 久米吉
同手附	小林 六太郎
〃	村田 常次郎
外総入数	三百四拾九人

一、御出迎ひ御役人中ニハ長百姓兩三人罷出前村模樣見合取計之事

一、御屋食ニおいて御認め一汁一菜酒御求メニ相成可申候夫々御用意置可被成候

一、御通行之節御道筋ニおいて農業いたし候儀用捨不及平具之通致耕作百姓之業体奉入御覽候様可仕候事

一、居職之者共業前被遊御覽之義も有之節ハ一応平伏いたし其余平常之通相働可申事

一、御行列拜見ニ罷出して軒下等へ行寄作法能拜見可仕候但男子ハ土間婦人子供ハ座ニ而も拜見いたし不苦事

一、御通行筋道造いたし候こと不及候尤其儘ニ而ハ御駕籠難通所ハ程々取纏、其外草木立繁御差支ニ相成候所ハ見計ヲ以伐扱可申

一、火の元念入御休泊所市町ニ而ハ別而繁く可致火廻り候事

一、御通行筋野飼牛馬不差出能繫置候事

一、御通行程近き所ニテ獵師共鉄砲放し申間敷其外山畑ニ而農事いた

として、そのため、村の古城、諸神社、道順、御留、御建、野山の名称、城下への里程等の絵図を準備し、御見を乞うたものである。当日当村のコースは「いさこの口渡り中井手通り神田橋が御越し」、当日の快適な天候に恵まれ「昼九時半時」(午後一時頃)御昼食所到着、昼食、村勢報告等を終つて平谷村境迄供奉したのであつた。「御案内長百姓兩人シタニ」と申す」とあるのをみて、われわれはその満面の緊張と得意とを想像するのである。

(註) 一世造立記(吳市苗代町神藤又吉氏藏)なお、その他の引用は全部「浅野様御回在に関する書類」(佐々木高博氏藏)による。



御本陣掛札 (佐々木高博氏藏)
浅野家茂公回在の際庄屋健太郎宅が屋敷所にあてられたが、其時の掛札として使用されたもの。(33Cm×43.5Cm)

し候義ハ不苦候得猥ニ高見人揚申間敷事
一、御休泊所ハ勿論其外ニ而も御供之面々不礼並ニ御休泊所ニおいて拜見罷出之義ハ不苦候得共御着後無用之者共罷越徘徊仕間敷乱心者取放不申様心附可申事